

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第33号

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則

四日市ドーム条例施行規則（平成30年四日市市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 <u>指定管理者は、条例別表第1備考第4項及び別表第2備考に規定する場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額又は免除することができる。この場合において、利用料金の減額又は免除の範囲は、その都度市長が定める。</u></p> <p>2 <u>利用料金の減免を受けようとする者</u></p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第10条 <u>条例第7条の規定に基づく利用料金の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>市内に所在する保育所、幼稚園、小学校、中学校、認定こども園及び障害者団体が、アリーナを専用使用する</u>場合の条例別表第1及び別表第2に定める利用料金 5割</p> <p>(2) <u>市内に在住する、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者が、アリーナを個人使用する</u>場合の条例別表第1及び別表第2に定める利用料金 5割</p> <p>(3) <u>その他市長が特別の理由があると認めるとき</u> <u>その都度市長が定める割合</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、減額後の額に</u></p>

は、四日市市公共施設利用料金減免申請書（第5号様式）に減免を必要とする理由を記載し、指定管理者に申請しなければならない。

（特定施設及び備品器具の利用料金）

第11条 条例別表第1に規定するドームの特定設備及び備品器具の利用料金は、別表第2に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定める者が使用する場合のドームの設備器具及び備付物品の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(1) 条例別表第1に規定する専用利用料金に係る使用 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害団体

(2) 条例別表第2に規定する個人利用料金に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示したもの

10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

3 第1項第1号及び第3号に規定する者は、四日市市公共施設利用料金減免申請書（第5号様式）に減免を必要とする理由を記載し、指定管理者に申請しなければならない。

（特定施設及び備品器具の利用料金）

第11条 ドームの特定設備及び備品器具の利用料金は、別表第2に定める額とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)